

第8回 鳥取市移動等円滑化協議会 議事録

- 1 日時 令和7年1月30日(木) 15:30～
- 2 場所 鳥取市役所 鳥取市民交流センター 多目的室1
- 3 出席者 石川 真澄委員 桑野 将司委員 小谷 繁喜委員
田中 節哉委員 久野 浩太郎委員 荻原 由紀子委員
藪田 和利委員 澤田 佳菜子委員 井須 尚紀委員
岡 周一委員 真嶋 茂委員 岸本 梓委員
下田 敏美委員 福原 昇委員 山田 晋吾委員
野坂 明正委員 岩村 英明委員 森 泰雄委員
森山 倫男委員(代理:宮本課長補佐) 竹矢 秀雄委員(代理:向井警部補)
竹間 恭子委員(代理:濱岡次長) 河口 正博委員
藏増 祐子委員 竹内 一敏委員 大野 正美委員
山根 陽一委員 徳高 雄一郎委員
- 欠席者 池本 薫理委員 酒本 修昇委員 橋本 孝之委員
田中 弘幸委員 河野 道雄委員 西村 克則委員
谷口 恭子委員

4 議題

- (1) パブリックコメント実施結果について
- (2) 鳥取市バリアフリー基本構想(案)について
- (3) その他

5 議事

事務局

定刻となりましたので、ただ今より第8回鳥取市移動等円滑化協議会を開会いたします。本日はお忙しいところ、本協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。本日の進行を務めます、都市企画課の河田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は協議会委員として鳥取県聴覚障害者協会の澤田様にご出席いただいておりますので、本会議に手話通訳者として同じく鳥取県聴覚障がい者協会より2名の方にご協力をお願いしています。

皆様をお願いでございますが、手話通訳の方が通訳されますので、ご発言の際はゆっくりとした口調でご発言いただきますようお願い申し上げます。

これより、着座にて進行させていただきます。

最初に、配布資料について、お手元の資料を確認させていただきます。

事前に送付いたしました「会議次第」、資料1として「市民政策コメントの実施結果」、資料2-1並びに資料2-2の「前回協議会からの変更点」、資料3-1の「鳥取市バリアフリー基本構想の概要版」、資料3-2の「鳥取市バリアフリー基本構想の本編」、そして本日お配りしております「配席表」、参考資料として「本市のバリアフリーに関する取り組み」となります。

お手元に資料をお持ちでない委員の方はいらっしゃいますか。

よろしいでしょうか。

そういたしますと、次に委員の皆様の出欠報告をさせていただきます。

委員の西日本旅客鉄道山陰支社 酒本様

鳥取県バス協会 橋本様

鳥取商工会議所 田中様

鳥取市ホテル旅館組合 河野様

ゆうゆうとっとり子育てネットワーク 池本様

鳥取県県土整備部道路局道路企画課 西村様

鳥取県生活環境部くらしの安心局まちづくり課 森山様

鳥取警察署交通第一課 竹矢様

鳥取市総務部 竹間部長

鳥取市人権政策局 谷口局長

以上10名が本日所用のため欠席でございます。

また、鳥取県県土整備部道路局道路企画課の林原様は、まだご到着されていませんので遅参となるようです。

本日は、全委員34名のうち、代理出席を除いて24名の委員の皆様にご出席を頂いております。

本協議会要綱第7条第2項に規定されている委員の過半数に達しておりますので、本協議会が成立することをここに報告いたします。

次に、代理出席委員の承認に移ります。

本協議会要綱第7条第3項により、「第3条第1項6号及び7号に規定する委員の職務を代理する者が、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該員の出席とみなす」こととされています。

本日は、お配りした配席表に四角囲みで代理出席と記載のある、鳥取市総務部総務課濱岡次長、鳥取警察署交通第一課向井様、鳥取県生活環境部くらしの安心局まちづくり課宮本様、以上3名の方に御出席いただいております。

石川会長、ご承認頂けますでしょうか。

会長

承認します。

事務局

ただいまの承認を持ちまして、本日の出席委員数は27名となります。

なお本日は、西日本旅客鉄道の酒本委員がご欠席ですが、本協議会設置要綱第7条第4項により、必要に応じ、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聴くことができるとされています。会議の進行にあたり西日本旅客鉄道の乾様に出席いただいておりますのでご報告いたします。

また、乾様におかれましては、委員の皆様より質問等がありましたら、ご発言いただきますようお願いいたします。

そういたしますと、本日の協議会の進行につきましてはお手元の次第に従って進めさせていただきます。

これより先の議事進行は、会長が議長となり進めていただきたいと思います。石川会長よろしく申し上げます。

会長

それでは進めさせていただきますと思います。

回を重ねて参りました、バリアフリー基本構想の審議も本日でいよいよ大詰めということになりました。本日は市民の方々にいただいたご意見等の扱い等を踏まえて、案を最終的に確定する会議というふうに理解をしております。委員の皆様には、最後まで厳しくチェックをしていただきまして、良い形で次の段階に進めていただきたいと思いますので、審議をよろしくようお願いいたします。

それでは最初に議案1パブリックコメントの実施結果及び、議案2のバリアフリー基本構想案につきまして、事務局より一括で説明をお願いいたします。

事務局

それでは(1)のパブリックコメント実施結果、並びに(2)鳥取市バリアフリー基本構想

案について、説明をさせていただきます。

事務局の都市企画課の三谷と申します。よろしくお願いたします。これからは座って説明させていただきます。

それでは、市民政策コメントの実施結果についてご説明します。

資料1をご覧ください。

前回の協議会並びに庁内連絡会議などの意見を受けて修正しました基本構想の素案について、令和6年12月16日～令和7年1月6日までの期間にパブリックコメントを実施しました。

募集期間に1名の方から意見が出され、意見の数としては、3件の意見をいただきました。意見の内容を分類しますと、基本構想の全体に関する意見が1件、道路に関する意見が1件、公園に関する意見が1件でした。

全体に関する意見では、「基本構想は、各地域から出された要望ではなく、魅力を感じない。今後、基本構想の真価を開花させるために、市内各地域から、バリアフリー推進プランを公募し、ニーズと発展性のある企画に昇華させることが肝要」とのご意見をいただいております。

それに対する市の考え方を読み上げますと、令和4年度に策定したバリアフリーマスタープランにて、面的かつ一体的にバリアフリー化を促進していく14の移動等円滑化促進地区を設定し、この度の基本構想では、そのうち2つの地区を重点的にバリアフリー化を行う地区として設定するものです。今後、基本構想の中で重点整備地区に位置付ける際に、マスタープランで設定した促進地区を中心に検討していくこととなります。

各地域のバリアフリー整備では、地域住民のニーズの反映が重要と考え、今後の基本構想の見直し等でも、住民参加のまち歩き点検によって提案される特定事業を盛り込んでいくなど、住民ニーズを反映した計画となるよう取り組むと回答するものです。

これは本基本構想の策定のように、引き続き、住民の意見を取り入れながら、計画を進めていきたい、とするものです。

2つ目の道路に関する意見では、美萩野の松林公園周辺には、各種施設が多数あるが、施設間や公園をつなぐ道路は狭いうえに段差が多く、車椅子等での移動は困難、そのため、施設をつなぐバリアフリー化した歩道が必要となり、高齢者や幼児等にも優しいユニバーサルな道路整備とのご意見でした。

それに対する市の考え方として、ご指摘の地区は、今回策定する基本構想の対象区域外であることから、回答を、ご意見は関係課と共有し参考とさせていただきます。とするものです。

3つ目の公園に関する意見では、先程の道路と同様に対象区域外の場所である美萩野の松林公園に関するものであり、こちらもご意見は関係課と共有し参考とさせていただきます。とするものです。

以上が、パブリックコメントの実施結果となります。

次に資料2-1をご覧ください。

こちらは、前回の協議会から変更点を示す一覧表となります。協議会や関係者からの意見を踏まえ5つの項目について修正しています。一覧表は、修正箇所、本編並びに概要版の該当するページ、指摘事項、変更前、変更後を記載しています。

それでは、一つ一つ修正箇所をご説明いたします。

1番目の修正箇所については、資料3-2本編の27ページも合わせてご覧ください。

表で示す種類が鉄道駅（ホーム）で意見内容をご覧ください。上から3番目の▲の箇所となりますが、「▲スロープの点字ブロックが途切れている。」の以降に※印とコメントを追記しています。

この追記は、前回協議会においてJRの酒本委員から、点字ブロックは、バリアフリーガイドラインに基づき、勾配が変わる箇所に設置し、スロープ本体に設置するよう指定はされていない認識であるが、設置の必要があるか。とのご指摘でした。国のガイドラインでは、通路等が傾斜路のみであれば線状ブロックを敷設する。とされていますが、鳥取大学前駅では点字ブロックが設置された階段とそれに併設するスロープであるため、スロープ本体には点字ブロックの設置は不要となります。そのため、「鳥取大学前駅のような階段に併設する傾斜路では必須ではありませんが、参加者からの意見として記載しています」と追記するものです。なお、この内容については、JRにも確認しご了解をいただいた上で記載しています。

次に2番目のザグザグ吉方温泉店に関する特定事業についてです。本編の82ページも合わせてご覧ください。

前回の協議会時点では、ザグザグと調整中であり事業内容を記載していませんでしたが、調整が完了しましたので特定事業等を記載するものです。

次に3番目のホテル・アルファワン鳥取に関する特定事業についてです。

本編の91ページをご覧ください。

こちら、調整が完了し、特定事業を追加するものです。

次に4番目の宝扇庵並びに、仁風閣についてです。

本編の99ページをご覧ください。備考欄のアスタリスク以降の説明文を修正しています。

前回の協議会において中国運輸局の福原委員より、「史跡指定のため職員が個別に対応」とはどういう意味か。とご指摘をいただいたものです。前回記載の「職員が個別に対応」とは、ソフト対策に関する対応として記載しているものですが、アスタリスクが特定事業のハード整備に関する説明であることから、修正を「文化財指定物件のため、関係機関との協議を踏まえ事業内容を検討」とするものです。

本編100ページの仁風閣についても同様に修正するものです。

最後に5番目の用語集の追加です。本編の124ページをご覧ください。

こちらは、特定事業の事業者である鳥取県警察本部の指摘により、エスコートゾーンを追

加するものです。

次に資料2-2をご覧ください。

こちらは、本編の事業者毎におけるバリアフリー化の特定事業などを示した表であり、赤字が修正箇所となります。

本基本構想は、中国運輸局からの補助金を受けて策定するものですが、中国運輸局より指摘があり修正するものです。具体的には、バリアフリー化の特定事業とその他の事業を区別するなどとして修正すべき。との指摘があったものです。

特定事業は、バリアフリー法において、「基本構想で特定事業を定めた場合、事業を実施する者には、特定事業計画の作成とこれに基づく事業実施の義務が課せらる。」とされています。

一方、その他の事業は、法律に基づく義務ではありませんが、バリアフリー化に取り組む事業として位置付けるものです。そのため、特定事業とその他の事業を適切に区別するために修正するものです。具体的には、大項目として、①道路特定事業を道路に修正しています。

事業内容の一覧表では、特定事業等の項目を追加し、それぞれのバリアフリー化事業を特定事業毎に①～⑦までの番号を記載しています。また、その他の事業は●としています。

具体的には、項目にある歩道等、バス停留所、案内設備・情報のバリアフリー、は道路特定事業に該当するため②を、普及・啓発については、教育啓発特定事業に該当するため⑦を追記しています。また、維持管理については、その他の事業に該当するため、●を追記するものです。

続いて資料2-2の裏面をご覧ください。

こちらは基本構想の概要版における修正箇所を示しています。

①公共交通特定事業を公共交通に修正、一覧表にある主な特定事業を主な事業に修正。また、事業内容毎にカッコ書きで特定事業とその他の事業を区別して追記するものです。

以上が、パブリックコメント実施結果とバリアフリー基本構想案の説明となります。

会長

ありがとうございました。

ただいまの説明について、委員の皆様からご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。

提案の変更点としては、委員の皆様、また各機関からご指摘いただいた部分の訂正、それから前回協議会時は間に合わなかった事業所の、特定事業等の追加。それから、表記の部分で凡例などの表示形式をわかりやすく変更した。といった点であったかと思います。

ございませんでしょうか。

ございませんようでしたら、鳥取市バリアフリー基本構想案については、本日お示しいただいた原案の通り進めることにご異議はございませんでしょうか。

ありがとうございます。

ご異議がございませんので、本件、原案の通り承認し進めていただきたいと思います。

それでは、引き続きその他の事項に進みたいと思います。その他の事項について事務局より報告があるということですのでご説明お願いいたします。

事務局

それでは、当日資料として配布いたしました、右上に参考資料と記載の資料をご覧ください。

こちらは本市のバリアフリーに関する取り組み状況を示した一覧表となっております。

本市では、令和5年3月に鳥取市バリアフリーマスタープランを策定し、全市的なバリアフリー化に取り組んでおり、マスタープラン策定後の取り組みを毎年度、協議会に報告することとしています。

令和6年度にバリアフリー化に取り組んだ事業を一覧表にしておりますので、ご報告いたします。具体的には、7つのハード事業に取り組んでおり、施設改修に合わせてバリアフリー化を図るものとして、一番上の青谷町総合支所大規模改修事業。下から2番目の、鳥取市人権交流プラザ内部改修事業を行っています。

また、建築物に緊急情報を表示。こちらはJ-ALERT対応パトライトや、火災緊急情報パトライトを設置するものとなります。これらの事業や、公園事業及び各公共施設でバリアフリー化に取り組んでいるところです。

以上が本市のバリアフリー化に関する取り組み状況の報告となります。

会長

ありがとうございました。ただいまのご報告について、ご意見ご質問等ございましたらよろしく願います。

委員

ご説明ありがとうございました。確認、質問となりますが、7つの項目の中で、2つ目にあります。様々な場所に、火災緊急情報パトライトを設置してあるということですね。前回のこの場でご質問をいたしました。今度設置する場所、予定の場所はトイレですか。それともその他受け付け等にも設置予定なのか、その辺りを実際聞かせて欲しいということ、それと、設置前に当事者にどこにつければいいのか、事前確認や相談という方法をされたものであるか。またそういった予定があるのかどうか、教えていただけますでしょうか。

事務局

設置する場所につきましてですが、まず駅南庁舎については、1階の廊下、ロビーに設置するというで聞いていますし、駅南庁舎の2階にあります図書館の窓口辺りに設置するとのことで確認をしております。

その他の総合支所については、バリアフリートイレの中に火災緊急情報パトライトを設置するとの確認をさせていただいております。

設置する場所などについて、関係者の方からご意見をお聞かせいただいて立ち会いなどを踏まえた上で検討したかどうかについては、確認ができておりません。

委員

わかりました。前向きにぜひご検討のほどよろしく願いいたします。

委員

資料の特定事業の部分ですが、実施時期の記載が、短期、中期、長期と継続と、4項目ありますが、短期というのはあくまで、11年度までには完了するとの解釈でよろしいでしょうか。それと継続実施とはどういった定義になりますか。

事務局

実施時期については短期が令和7年から令和11年までに行うものでございます。中期が令和12年から16年まで行うものでございます。長期は令和17年以降といったところで、実施時期の終わりは未定となっております。

継続的に実施は、長期間にわたって継続的に取り組みを行うものになります。

会長

研修とかソフト事業的なものは、日常のこととして習慣的に定着させていくということ、継続という表現になっているものが多いのかなと思います。施設整備等については、期限を決めた形で短期・中期・長期という区分が多いと思います。もちろん例外はあるかと思っておりますので、よくわからない内容がありましたら、事務局の方にお尋ねいただければと思います。

その他いかがでしょうか。

委員

先ほどの議事2の鳥取市バリアフリー基本構想案のところで発言しないといけなかった事項であります。基本構想案と概要版について幾つかお聞きしたいと思います。

まず資料3-1のバリアフリー基本構想案概要版について、こちらも基本構想本編と同じように公表されるということでしょうか。

事務局

はい。基本構想の概要版についても同じように公表を予定しております。

委員

本編、概要版両方とも公表をされるということで、概要版の最後の 20 ページ。細かい点で恐縮ですが、段階的、継続的な取り組みのイメージということで、P D C A サイクルの図の記載があります。本編の 122～123 ページでは、P D C A サイクルのスパイラルアップの図とは別に (1) 進捗管理体制、(2) 住民参加、(3) 事後評価が記載されています。この 3 つについても概要版の 20 ページに合わせて記載をしたほうが、概要版をご覧になる方も分かりやすいと思った次第です。

併せて、この概要版に「詳しくは本編をご確認ください」といった記載を、最後に追加したらご覧になられる方にも分かりやすいかなと思った次第です。

事務局

ありがとうございます。1 から 3 番の項目については概要版の方にも追加をさせていただきます。また、「詳しくは本編をご覧ください」といったことも概要版の方に追記させていただきます。

委員

続けて 2 点目ですけれども、重点整備地区としまして、鳥取大学前駅・湖山駅周辺地区と鳥取駅城跡周辺地区という 2 つの重点整備地区があります。本編 23 ページですが、鳥取大学前駅・湖山駅周辺地区はパブリックコメントとまち歩き点検という 2 つの住民参加が実施されていますが、鳥取駅城跡周辺地区につきましては、パブリックコメントの他にまち歩き点検などは実施されていますでしょうか。

事務局

鳥取駅周辺につきましては、鳥取市障がい者福祉週間が 5 月 23 日から 29 日の期間でございます。この期間中に、毎年、バリアフリー点検を行っておりまして、令和 6 年度も 5 月 23 日に、鳥取駅南側周辺でバリアフリー点検を行っています。

委員

同様に、実際に点検をされているということで、ありがとうございました。

一応、バリアフリー法の中でパブリックコメントとあわせて、実際にまち歩きの点検等を実施することが好ましいということが記載されておりますので、確認させていただいた次第です。ありがとうございました。

最後に、もう 1 点。資料の 2-2、本編 32 ページからですが、事業内容の方を細かく、特

定事業、その他の事業に分類をして頂いたのを確認したところですが、一部異なると思われる箇所が数ヶ所あるので、時間の都合もあろうかと思しますので、後程、中国運輸局の本局から問い合わせ箇所が幾つかあろうかと思しますので、お含みおきいただけますと幸いです。

中国運輸局からは以上です。

会長

先ほど議事の進行を急いでしまいまして議事 2 の方に行きましたけれども、ただいまの委員からのご指摘のように、本編概要版等の変更に関わるようなご意見ございましたら、おそらく案の修正については、今回が実質的に最後になるかと思しますので、ぜひこの場でお願いたします。よろしいでしょうか。

そういたしましたら、改めて福原委員様からご指摘いただきました、概要版の記載事項の変更及び事業の区分に関しての変更等について、事後になりますけれどもご意見をいただいて、それに沿って必要な変更を行うということを含め、現在の計画（案）に修正が入ったものになるかと思はれますけれども、この会議として議決をして、進めさせていただくことでよろしいでしょうか。

異議がございませんので、それでは、変更が固まった時点で、それについては改めて委員の皆様には事務局の方より、報告があると思しますので、よろしく願いたします。

先ほどの行政の鳥取市の現在の取り組みの報告事項についても、よろしいでしょうか。

以上で事務局にお返ししたいと思います。

事務局

石川会長ありがとうございます。

皆様にご協力をいただき、スムーズに進行していただきまして、ありがとうございます。本日の協議会につきましては、議事録を作成し、発言内容等を、会長、副会長にご確認いただいた上で、市のホームページに掲載することにしております。また、鳥取市バリアフリー基本構想は、概要版も含めまして、3月に公表するよう進めて参ります。

なお、来年度以降は、鳥取市バリアフリー基本構想で位置付けた特定事業の進捗管理を行う予定にしており、引き続き委員の皆様におかれましては、お力添えをいただきますよう、よろしく願いたします。

それでは最後に、鳥取市都市整備部長、山根がご挨拶を申し上げます。

事務局

鳥取市都市整備部長の山根でございます。会議の終了にあたりまして、事務局を代表して、

ごあいさつ申し上げます。石川会長はじめ、委員の皆様には、マスタープランの策定時から4年間にわたり本市のバリアフリー計画にご尽力をいただきまして、誠にありがとうございました。

今回策定しましたバリアフリー基本構想でございますが、バリアフリー法に基づく既存施設のバリアフリー化を推進する実行計画となります。これにより行政施設、民間施設、共に取り組みが進展することを期待しているところでございます。

来年度以降は、基本理念でございます「みんなが支えあい誰もが安心・快適に自分らしく過ごせるまちづくり」の実現に向けまして、特定事業の進捗管理に努め、進めて参りたいと考えております。引き続き委員の皆様にはご指導、ご支援を賜りますよう、よろしくお願いいたします。本日は誠にありがとうございました。

事務局

これもちまして、第8回鳥取市移動等円滑化協議会を閉会とします。

本日はお忙しいところ、ご出席いただきまして、ありがとうございました。